

第9期稲沢市介護保険事業計画・高齢者福祉計画案へのパブリックコメント募集結果について

- 1 募集期間 令和5年12月11日(月)から令和6年1月10日(水)まで
 2 意見提出者数 11人 (内訳) HPフォーム:2人、電子メール:1人、FAX:6人、持参:2人
 3 意見件数 31件

○「第9期稲沢市介護保険事業計画・高齢者福祉計画案」についてのご意見と市の考え方

no.	頁	意見の要旨	市の考え方
1	13	右肩上がりであった本市の要介護等認定者数が令和3年から令和4年にかけて261人減少した。考えられる減少の要因は何か？	要介護認定者数の減少の要因は明確ではありませんが、令和3年度の途中から要介護認定者数は減少しており、令和3年度末には5,911人で、令和4年5月まで減少が続いておりました。その後、認定者数は増加傾向となり、令和4年度末は5,956人と令和3年度末と比較して増加しております。
2	24 39 42	アンケートでは、本市が注力すべき高齢者対策は、「認知症になっても自分らしく安心して暮らしていくための対策」がもっとも高い状態でした。「認知症基本法」は市町村においても計画を策定するように言っています。認知症当事者の意見も反映させて稲沢市としての計画を策定してください。	令和5年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、認知症施策推進基本計画の策定は地方自治体においては努力義務となっているため、現時点で本市では計画を策定する予定はありません。今後国が策定する計画に基づき、認知症施策を推進してまいります。
3	28	サービス別給付費の評価、介護給付費の実績をみると、小規模多機能型居宅介護の利用が60%台と低く、介護予防小規模多機能型居宅介護の利用は急速に高まっています。なぜこのような結果になっているのか、分析し、引き続き対応可能な整備が必要ではないでしょうか。	地域包括ケア「見える化システム」を活用し、利用実績等の分析を行い、ニーズ等を勘案し、今後のサービス提供量を検討する必要があると考えています。
4	38	アンケートでは「何かあったときに相談する相手はいない」という方が41.6%もおられ、「情報提供の充実」を望む声も24.5%もあります。せめて後期高齢者がみえる世帯には「あったかいね介護保険」「高齢者福祉ガイドブック・安心の手引き」を配布する必要があるのではないのでしょうか。	後期高齢者がいる世帯のみと範囲を制限し配付することは難しいため、必要時に求める情報が得られるよう、身近で入手できるよう支所・市民センターでも配布するほか、稲沢市の福祉制度についてHPにも掲載しております。また、広報等で身近な相談機関である地域包括支援センターなどを周知し、高齢者が多様な方法で情報収集ができるよう支援してまいります。
5	46	「ふれあい収集事業」「徘徊高齢者家族支援事業」「寝具の洗濯乾燥サービス事業」など5割以上の方が知らなかったと回答している。今後の事業の周知方法は？	受け手側の状況を想定した上で情報が相手に確実に伝わるよう、広報、HP、チラシやガイドブックといった多様な方法で周知します。また、当該サービスを必要としている人に確実に情報が届くよう、地域包括支援センターやケアマネージャーなどに周知し、相談の場における情報提供を強化します。

no.	頁	意見の要旨	市の考え方
6	59	収入の少ない人を排除することのない基盤整備を求めます。	近年普及しているSDGsでは、誰一人取り残さない社会の実現をめざしており、今日の自治体のあらゆる施策はこの考え方を踏まえています。ご心配されているような、収入の少ない人を排除するという状態が生じないように十分に配慮していきたいと考えています。
7	59	市は何もかも委託するのではなく、職員を育て、責任をもって市民の福祉向上に働くよう求めます。	可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、福祉・医療・関係機関の連携を推進していく必要があります。行政だけでは地域包括ケアの推進は困難であるため、専門職に委託すべき内容を精査し、地域の資源と連携することで、円滑にサービスの提供ができる体制を整えてまいります。
8	59	基本目標3において、福祉・介護・医療等の関係機関の連携を推進し、医療と介護が円滑に提供される仕組みを構築しますとありますが、具体的な仕組みを示してください。	地域ケア会議や在宅医療・介護連携推進協議会など地域の関係機関が集う仕組みを活用し、医療や地域の関係団体・機関によるネットワークを強化を図り、多職種が協働して複雑化・複合化する支援ニーズに対応してまいります。
9	61	アダプトプログラムなどの地域の見守り活動に高齢者が積極的に参加し、生きがいづくりに活かしてほしい。アダプトプログラムは気軽に参加できる社会貢献活動だと考えるので、登録団体を紹介する仕組みを構築いただきたい。	アダプトプログラムへの加入促進について、いただいたご意見を参考とし、登録団体の紹介を含めて今後の検討事項とさせていただきます。また、高齢者の生きがいづくりに資する活動としてボランティア活動が広まるよう、社会福祉協議会と連携してまいります。
10	61	老人福祉施設「はなみずき館」が土日利用できなくなった。高齢者が利用できる地域の施設として、土日も開館すべきだと思う。	いただきました御意見については、本計画において議論・反映がされるものではありませんが、今後の業務の参考とさせていただきます。
11	61	老人会への参加者が減り、自治会・町内会の地域活動も不安を抱えています。高齢者の生きがいづくりの観点から、「老人クラブ等」に広げて弾力性を持たせ、支援の幅を広げたほうが良いのではないかと。	自治会・町内会といった活動は本計画において議論・反映するものではありませんので、回答は控えさせていただきます。なお、老人クラブ会員の減少については、本市でも把握しておりますので、会員数が減少したクラブでも活動が継続できるよう、補助範囲の拡大を検討しております。
12	62	スマホの活用は、いろんな場面の社会問題を解決する一つのツールとなり得る。今後もスマホ教室の開催を拡大し、スマホが苦手な方への支援強化を望む。	国が示す「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現に向け、引き続きスマホ教室を実施してまいります。
13	63	高齢者向け市営住宅について、収入が少なくても安心して入所できる住宅を早急に整備してほしい。	本市では公営住宅法に基づき、住宅の確保に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃の賃貸住宅を供給しております。その内、一部の市営住宅では緊急通報機能を備えたバリアフリー対応の住戸を整備しており、高齢者が安心して入居できる住環境を確保しております。今後も高齢者に配慮した市営住宅の整備に努めてまいります。

no.	頁	意見の要旨	市の考え方
14	63	現在ある公営住宅をリフォームして整備するなど、空き家を利用するようにしてください。「安かろう」「悪かろう」住宅はいかがかと思えます。	本市が管理する市営住宅に入居される際には、入居者が快適に過ごせるよう改修したうえで、空き部屋を提供しております。
15	63	市営住宅に、安心して住み続けることができるように、お金がかからないように補助をしてください。	市営住宅は、低額所得者が安心して生活できるよう、家賃を減免する制度を設けております。
16	64	高齢者が地域において元気にいきいきと暮らしていくためには、「地域活動への参加をはじめとした様々な社会参加が重要」と述べています。また、「高齢者の移動手段が不十分であることが挙げられる」とも述べています。 「高齢者の移動手段の充実」を求めます。 「お出かけタクシー」もありますが、圧倒的に多い国民年金受給者や周辺部の居住者は、財政的にも気軽に利用できません。低料金で利用できるコミュニティバスの充実が欠かせません。	持続可能な地域公共交通の実現のため、利用状況や費用面のバランスに考慮しつつ、コミュニティバス及びコミュニティバス接続便の利便性向上に努めてまいります。
17	64	移動交通手段について：自分の足で歩ける範囲にバス停が設置され、座って待つことができるバス停があり、行きも帰りも利用できるコミュニティバスを走らせてほしい。	バス停留所の増設、路線の延長、運行便数の増便を実現するためには、複数台の車両の追加が必要になると考えられます。市の財政的な負担以外に、昨今ではバスの乗務員不足が深刻な問題となっているため、実現は難しい状況であります。 また、バス停留所へのベンチの設置については、道路占用許可基準により、設置後の歩行者等の有効幅員の確保が必要となり、道路上に設置するバス停留所では、この条件を満たすことが困難でありますので、バス停留所を設置する際には、可能な限り公共施設や民有地など少しでも待合環境が整っている場所を選定しております。
18	64	お出かけタクシーについて、低料金、利用時間の拡大や、利用できるタクシー会社の拡大など、利用者のニーズに合った施策に充実してください。	稲沢おでかけタクシー事業については、これまでに「事前予約の受付時間の廃止」、「当日の即時配車への対応」、「妊産婦区分における対象期間の拡充」など、利便性の向上に努めてまいりました。 現在も利用件数は増加傾向にあり、それに伴い市の負担額も増加しておりますので、このような状況の中で「低料金」や「利用時間の拡大」など更なる充実を図ることは難しい状況であります。 また、「利用できるタクシー会社の拡大」については、運行事業者ごとに営業区域が定められておりますので、市が対応することは非常に困難です。
19	66	地域主体の「集いの場」について、高齢者が利用しやすい場所(シルバーカーで歩いて行ける場所)で負担の少ないサロンを設置してください。	「集いの場」は、地域住民が主体となって運営するため、高齢者の身近な地域で催されると考えています。サロン等の設置個所が増えるよう、生活支援体制整備事業のなかで社会福祉協議会の生活支援コーディネーターと連携し、地域資源の掘り起こしや立ち上げの支援などを行ってまいります。

no.	頁	意見の要旨	市の考え方
20	68	介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を実施してください。1人夜勤ではなく、複数でできるよう財政支援を行ってください。	介護人材の確保については、県と連携し、情報提供に努めます。また、補助金制度を整備し、資格取得を支援し、介護従事者の離職防止や定着促進に努めます。 複数配置を基準とした報酬設定につきましては、国、県の動向及び各市の状況をみて、必要があれば対応していきたいと考えてまいります。
21	71	昨年11月に、どこシル伝言板を導入していただいた。広報“いなざわ”にて市民への通知は行ったが、高齢介護等に係る専門家の方々の中にも、ご存じない方が多いと感じる。どこシル伝言板普及啓発活動に努めていただきたい。	介護保険事業所等にも情報提供し、制度の周知に努めます。
22	72	認知症患者の家族があきらめざるをえないでいる困難に対応するために、介護教育プログラムやサポートグループの提供を強化するなど、家族が認知症患者のケアにおいてより効果的に対応できるように家族支援プログラムの充実をしてください。	家族が情報収集ができるように、認知症家族交流会では介護を行う家族同士での座談会のほか、医療や介護の専門職を招き質問ができる機会を設けております。認知症の方の家族及び本人の意見をお聞きしながら、今後充実するように努めてまいります。
23	77	地域コミュニティと協力し、認知症患者とその家族が社会的に孤立しないような取り組みを推進し、例えば、地域のボランティア団体と協力して、日常生活のサポートやレクリエーション活動を提供してください。	認知症カフェなど、地域で認知症の方とその家族が参加できる集いの場の充実を図ってまいります。また、ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会と、ボランティアの活用について検討してまいります。
24	81	障がい、高齢、生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれない介護を必要とする方が増え続けています。こうした時代の変化に対応するためにも、地域包括支援センターの体制強化が求められているのではないのでしょうか。	複合化・複雑化している福祉ニーズに対応するため、市では重層的支援体制の整備を進め、利用者の属性に関わらない相談支援をはじめ、参加支援、地域づくり支援への取り組みを進めていきます。地域包括支援センターも連携して進めていくことで、様々なニーズに対応できるようにしてまいります。
25	92	コロナの影響等で施設サービスの利用は伸び悩んでいるが、第9期では伸びる可能性があるのではないかと。	施設サービスの利用については、第9期では増加すると考えています。
26	103	介護保険料の設定について、第9期から保険料負担段階の設定を16段階にするとしています。これについては良いと思いますが、世帯全員が住民税非課税世帯は生活保護基準以下の世帯ではないかと思えます。したがって、せめて第一段階から第三段階は免除するべきではないのでしょうか。 また、物価高騰による生活苦から介護保険の利用も手控えられ、前年度の決算では9億円を超える保険料が残っていますので、保険料の引き下げを求めるものです。	第1段階から第3段階のかたへは公費による軽減をおこなっております。第1段階から第3段階の一律免除につきましては、国が指導しております保険料減免の三原則に基づき、適切ではないと考えております。保険料につきましては、準備基金を活用したうえで決定をさせていただく予定です。

no.	頁	意見の要旨	市の考え方
27	103	2023年の年金支給額は上がったが、物価高騰により実質的にはマイナスになっている。こうした中では、介護保険料を上げるべきではなく、引き下げてほしい。 保険料基準額を多段階化しているが、さらに増やし、低所得者の所得金額の設定を下げ、高所得者には応分の負担をしていただくようにすべきだと思う。また、第1段階、第2段階の保険料を免除してほしい。	保険料基準額の所得段階につきましては、国の示している13段階を基本に多段階化し、応能負担していただくことを検討しております。 第1段階から第3段階のかたへは公費による軽減をおこなっております。 一律免除につきましては、国が指導しております保険料減免の三原則に基づき、適切ではないと考えております。
28	104	現在稲沢市には認知症患者に特化した通所介護事業所が不足しています。このため、最低限でも2か所の新たな事業所を設置することにより、認知症患者への対応力を強化してください。、家族の負担を軽減するために、認知症通所介護事業所の増設を要望します。	高齢化の進行に伴い、認知症高齢者数は年々増加していくと見込まれますので、第9期期間中における認知症通所介護事業所の整備計画数値を1か所増加させます。また、実績やニーズに応じた介護サービス提供体制を確保するよう検討していきます。
29	92 104	「特例入所」についての広報を積極的に行って入所希望を適用してください。	特別養護老人ホームの入所につきましては、入所の必要性の高い者の優先的な入所に努めるため、平成27年4月1日以降の施設への入所が原則要介護3以上の方に限定される一方で、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1・2の方の特例的な施設への入所が認められています。この「特例入所」の運用につきましては、透明性及び公平性が求められており、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることが前提で、判断にあたっては、申込者の状態を十分に把握するため、施設と保険者との間で必要な情報共有をし、地域の居宅サービスや担当の介護支援専門員から居宅における生活の困難度の状況聴取内容などを踏まえ、施設に対し、市として適宜意見を表明し、施設は、その意見の内容を踏まえ、特例入所の必要性を判断しております。
30	92 104	施設入所については、施設任せではなく、自治体の窓口で受け付けるべきだと思います。	いただきました御意見については、本計画において議論・反映がされるものではありませんが、今後の業務の参考とさせていただきます。
31	92 104	少ない年金でも入所できる施設整備をつくってください。	比較的安い料金で利用できる施設が、介護老人福祉施設・介護老人保健施設・地域密着型介護老人福祉施設・地域密着型特定施設入居者生活介護です。利用実績等の分析を行い、今後の施設整備の検討をする必要があると考えております。